

はじめに



福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水、その分水沿いに発展した福生と熊川の屋敷群、里山としての雑木林を残す河岸段丘の2本の崖線、拝島駅を要として南北へ延びる国道と3本の鉄道、そして5つの駅、市域の3分の1を占める横田基地と、小さなまちとはいえ、様々な魅力を秘めた街です。

平成13年度からスタートした市民との協働による「まちづくりフォーラム」をきっかけとして、景観への議論が高まりました。平成16年6月からの公募市民28名による「福生まちづくり景観会議」では、この基本計画の基礎となる「福生市まちづくり景観基本計画」市民プランを提案していただきました。その提案を尊重しつつ本基本計画がまとめられたところです。

その間、国では景観法が平成16年6月に制定され、国の景観への取組みが具体化されました。また、平成17年7月には国土形成計画法が公布され、まちづくりが、開発から保全へ、国から地方へ、地域主体のものとなり、自分たちのまちは、自分たちでつくる時代になっています。

景観は、日々の暮らしから創り出されたものです。本計画にある「福生人」は、そんな市民の心意気を表現した言葉であります。

日々の生活の中から創出される景観は、行政だけで創り出せるものではありません。まちの景観を次の世代に引き継ぐ財産として、市民、事業者、行政などまちづくりに関わるすべての人々が協働しながら、それぞれの責務を果たし、いきいきとした市民のまち福生を創ろうではありませんか。

本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました福生まちづくり景観会議の方々に改めてお礼を申し上げるとともに、計画実現のために市民の皆様をはじめ関係各位の更なるご協力を心よりお願い申し上げます。

平成18年7月

福生市長 野澤 久人

福生市まちづくり景観基本計画

みんなが外に出て歩きたくなる福生にしよう —「福生人」づくり— 目次

1 計画の位置づけ

- (1) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の目的と位置づけ、役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 対象とする区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (4) 「景観」って、どんなもの？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 福生市の景観特性と課題

- (1) 福生市のようす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 福生市の景観特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 福生市の景観づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

3 こころのこもった景観づくり

- (1) 「こころのこもった景観づくり」とは？・・・・・・・・・・ 15
- (2) 「福生人」づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- (3) 協働と役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【全体計画】

4 私たちのめざす福生市の景観

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 将来のすがた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (3) 景観づくりの8つの方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (4) 景観形成の枠組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

【地域別計画】

5 「川の手ゾーン・福生」の景観づくり

- (1) 「川の手ゾーン・福生」の景観づくりの方針 29
- (2) 景観づくりの取り組み 30

6 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくり

- (1) 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくりの方針 35
- (2) 景観づくりの取り組み 36

7 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくり

- (1) 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくりの方針 43
- (2) 景観づくりの取り組み 44

8 推進体制の整備

- (1) 市民参加のしくみづくり 49
- (2) 行政の組織づくり 49
- (3) 公共事業景観連絡協議会の設置 49
- (4) まちづくり景観審議会の設置 49

9 実現化への具体的な取り組み

- (1) 「福生人」づくり 51
- (2) 景観形成のしくみづくり 53
- (3) 規制・誘導のためのルールづくり 56
- (4) 市民の活動に対する支援制度の充実 58
- (5) 景観づくりの取り組みの普及・啓発 59

10 景観法を活用した景観づくり

- 61

1 計画の位置づけ

(1) 計画策定の背景

私たちの暮らしを育むまち福生市は、多摩川の左岸に位置し、武蔵野の面影を残す玉川上水、その分水沿いに発展した福生と熊川の屋敷群、里山としての雑木林を残す河岸段丘の2本の崖線、拝島駅を要として南北へ延びる国道と3本の鉄道、そして5つの駅、市域の3分の1を占める横田基地と、小さなまちとはいえ、変化に富んだ魅力を持つまちです。

戦後、日本はめざましい経済発展をし、福生市も、先人の営々とした努力により、都市基盤づくりとしての社会資本の充実がなされました。しかし、行政主導による経済性を優先とした整備の結果として、市民一人ひとりにとって、必ずしも魅力あるまちには成り得ていません。

道路上には、本来歩行すべき場所に電柱や標識が雑然と立ち並び、緑は少なく、家々はブロック塀で囲まれ、ビルの高さや形状・色彩は不ぞろいで、看板や標識が乱立した景観は、市民一人ひとりの心の中にあるふるさとと重ならないものです。

四季折々に美しい魅力を見せる自然を思う時、社会資本の整備は目的でなく手段であるはずです。今までのような普及率重視の満足度の追求を反省し、心の満足度を優先したまちづくりに転換する時期が到来しました。ごみの不法投棄、タバコの吸い殻の投げ捨て、違反広告物、放置自転車等の景観形成に阻害となる行為は、社会的道徳の欠如の表れでもあり、美しいものではありません。未来を担うこどもたちの健全な育成にも好ましい景観ではありません。

市民一人ひとりの心の中にある美しい景観を大切にし、日本の自然と暮らしに根ざしたまちとの共生を図りながら、まちの景観を次の世代に引き継ぐ資源として整備し、市民、事業者、行政などまちづくりに関わるすべての人々が協働しながら、それぞれの責務を果たし、この地をふるさととして愛し、平和を願い、いきいきとした市民のまちをつくっていくために、この「福生市まちづくり景観基本計画」を策定します。



(2) 計画の目的と位置づけ、役割

福生市まちづくり景観基本計画は、市民・事業者・行政が共有する、「福生市の景観づくりの将来像」を示す計画です。

また、福生市の景観を守り、つくり、育てるための施策を長期的、総合的、体系的に推進するための「道しるべ」となるものです。

国においては、平成16年12月に「景観法」*が施行され、景観行政団体*になると、景観法に基づく「景観計画」を作成することができるようになりました。福生市はまだ景観行政団体ではありませんが、今後必要に応じて、東京都との協議・同意を経て景観行政団体になることも想定しつつ、本計画を策定します。



景観法の枠組み



(3) 対象とする区域

本計画は、福生市全域を対象とします。

【解説】

*景観法：日本ではじめての景観に関する総合的な法律。景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確にしています。

*景観行政団体：景観行政を主体的に推進していく団体。政令指定都市・中核市は自動的に景観行政団体になり、その他の市町村は都道府県との協議・同意により景観行政団体になることができます。上記以外の地域は都道府県が景観行政団体になります。

(4)「景観」って、どんなもの？

福生市まちづくり景観基本計画では、景観を以下のように捉えます。

**「景観」とは、私たちの生活の一部が形となって表れたものです。
「景観」は、私たちの共有財産です。**

景観は、私たちの生活（暮らし）の結果であり、そこに暮らす人の想いやこころの一部が形となって表れたものと言えます。建物の色やデザインなども重要ですが、決して見た目や表面だけのものではありません。

また、景観は、子どもたちの感性や情緒にも大きな影響があると考えられます。私たちは、私たちをとりまく環境から日々影響を受けています。

そのため、

水や緑などで構成される**自然**の景色・建物などの**人工物**だけでなく、動植物や人々の**営み**までを含めて景観を考えていきます。

景観の分類

自然景観	水、緑、空、大地、多摩川、崖線、玉川上水 など
歴史文化景観	社寺、旧街道のまちなみ、屋敷、蔵、水路 など
産業景観	商業施設・商業地のまちなみ、工場・工業地のまちなみ、煙突 など
生活景観	住宅地のまちなみ、看板・標識、フェンス、ガードレール、歩道橋、電柱・電線、蔵、水路、ごみのポイ捨て、ユニバーサルデザイン など
都市施設景観	道路、鉄道、公園、公共施設 など
異文化景観	基地、ハウス など

また、景観は、私たちの個人の財産とも大きく関係しています。そのため、利害関係者による十分な話し合いと合意が欠かせません。景観は、個の積み重ねであるとともに、お互いに影響しあいながら形づくられています。

そのため、

これからは、景観は個人だけのものではなく、同時に**私たちの共有財産**であるということを共通認識にしていくことが必要です。

- 平成16年7月24日には、「まち歩き」を実施。子どもたちも参加して、当日の感想を絵日記に表現してくれました。(18ページにも掲載しています。)

●●●絵日記(えにっき)●●●

題名(だいめい) まち歩き



なまえ

7月24日(土) 天気 青れ

今日、市内めぐりのまち歩きで、色んな場所を歩いた。福生駅、宿橋通り、馬酒造、飲食店、街の本町通り、東福生駅、市民会館、中央図書館、色々なところを歩いた。暑かった。

●●●絵日記(えにっき)●●●

題名(だいめい)



なまえ

7月24日(土) 天気 晴れ

この写真をとった時、まだこのなまがしみたいな家があるんだと思った。

●●●絵日記(えにっき)●●●

題名(だいめい)



なまえ

7月24日(土) 天気 青れ

かっこいいなりこののこらさ
にのって
みたかった。

2 福生市の景観特性と課題

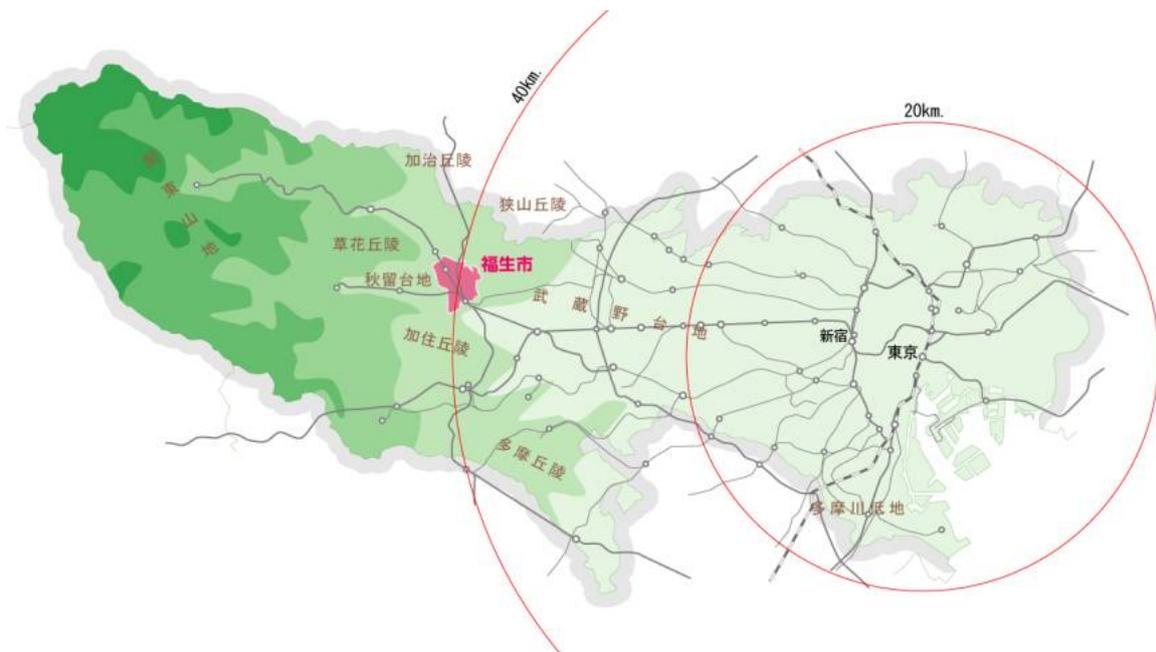
(1) 福生市のようす

福生市の概況を景観の視点から整理すると、以下のような特徴がみられます。

◆都心から 40km

福生市は東京都の多摩西部に位置し、都心から約 40km の通勤圏にあります。

福生市の位置



◆成熟した都市

福生市は、早くから都市基盤の整備に取り組んできたことから、下水道整備率は 100% を達成しているなど、都市基盤はほぼ充足しています。

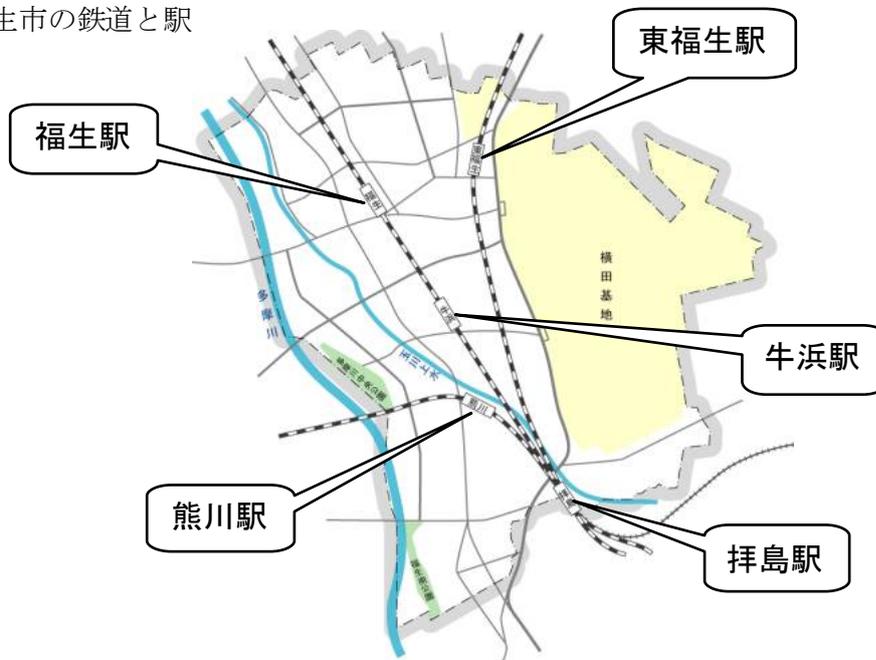
昭和 40 年代頃から東京のベッドタウンとして発展し、急激な人口増加をもたらしました。現在では住居系の用途が市域の大半を占め、人口密度のきわめて高いまちです。



◆5つの鉄道駅

鉄道はJ R青梅線、五日市線、八高線の3路線が通っており、5つの駅があります。市域面積は基地を除くと6.92k m²と都下で3番目に小さく、きわめて交通の利便性の高いまちを形成しています。

福生市の鉄道と駅



◆市域の1/3を占める横田基地

市域の1/3が米軍横田基地に利用されており、福生市は「基地のまち」としてのイメージも定着しています。国道16号沿いには個性的な店舗が立ち並び、近県からも来街者を集めています。



◆文化の発信基地

横田基地周辺には、1945年頃から米軍家族のために建設された「ハウス」が多数残っています。1960～70年代には著名な作家や芸術家を輩出し、文化の発信基地となりました。



◆市域の西端を縁取る多摩川

福生市の西側には多摩川の雄大な流れがあり、豊かな自然環境が広がっています。多摩川は、福生市にとって重要な「緑の軸」となっています。



◆市域を貫く玉川上水

江戸時代につくられた土木遺産である「玉川上水」が市域を南北に貫いており、上水からは2本の分水が引かれ、ゆたかな清流がまちをうるおしています。上水や分水沿いには、古くからの屋敷や樹林などが点在し、武蔵野の面影を今に伝えています。

玉川上水は、国の史跡に指定されています。



◆市域を南北に貫く2本の崖線

立川崖線、拝島崖線の2本の崖線が市域を南北に貫いています。多摩川同様、福生市にとって重要な「緑の軸」となっています。



◆崖線からしみ出す豊かな湧水

拝島崖線からしみ出す豊かな湧水を利用して、市内には江戸時代から続く2軒の造り酒屋があります。



◆ふっさ十景

市では、市民により選定された市内の魅力的な景観を「ふっさ十景」として選定しています。「桜並木と多摩川」、「南稻荷神社付近」、「熊川神社」、「みずくらいど公園」、「文化の森」、「国道沿いの商店街」、「柳山公園」、「神明社」、「玉川上水新堀橋付近」、「清岩院」が選ばれました。



桜並木と多摩川



南稻荷神社付近



熊川神社



みずくらいど公園



文化の森



国道沿いの商店街



柳山公園



神明社



玉川上水新堀橋付近



清岩院

(2)福生市の景観特性

福生市は、多摩川がつくった河岸段丘の上にまちが形成されています。多摩川に向かって緩やかに続く段丘面の境には崖線が連なり、湧水や豊かな生態系がみられることが景観上の大きな特徴といえます。

また、福生市はいろいろな顔をもっています。多摩川、伝統的な民家や蔵、造り酒屋、玉川上水、2つの崖線、古くからの市街地、駅周辺の商店街、横田基地と国道16号周辺など、市内各所に多様な魅力が潜んでいます。

【福生市の特徴を表している代表的な景観】

- 福生駅東口の飲食店街、西口の銀座通りなど、まちなかの商業地の景観



- 横田基地、国道16号周辺など、国際的で個性的な雰囲気のある景観



- 福生市全域にわたってその西側を縁取る緑の帯である多摩川の景観



○崖線に沿って帯状に連なる緑の景観



○玉川上水、熊川分水、福生分水など、住宅の脇を水路が流れる景観



○伝統的な民家や蔵、造り酒屋など、かつてのたたずまい、歴史的な雰囲気が残る景観



○段丘を縦に横切り、多摩川－市街地－横田基地をつなぐ景観



など

福生市は、地形的、自然的、潜在的な特徴や、それによって形づくられる景観的なまとまりにより、大きくは以下の3つのゾーンに分けることができます。

【3つの景観ゾーン】

【街の手ゾーン】

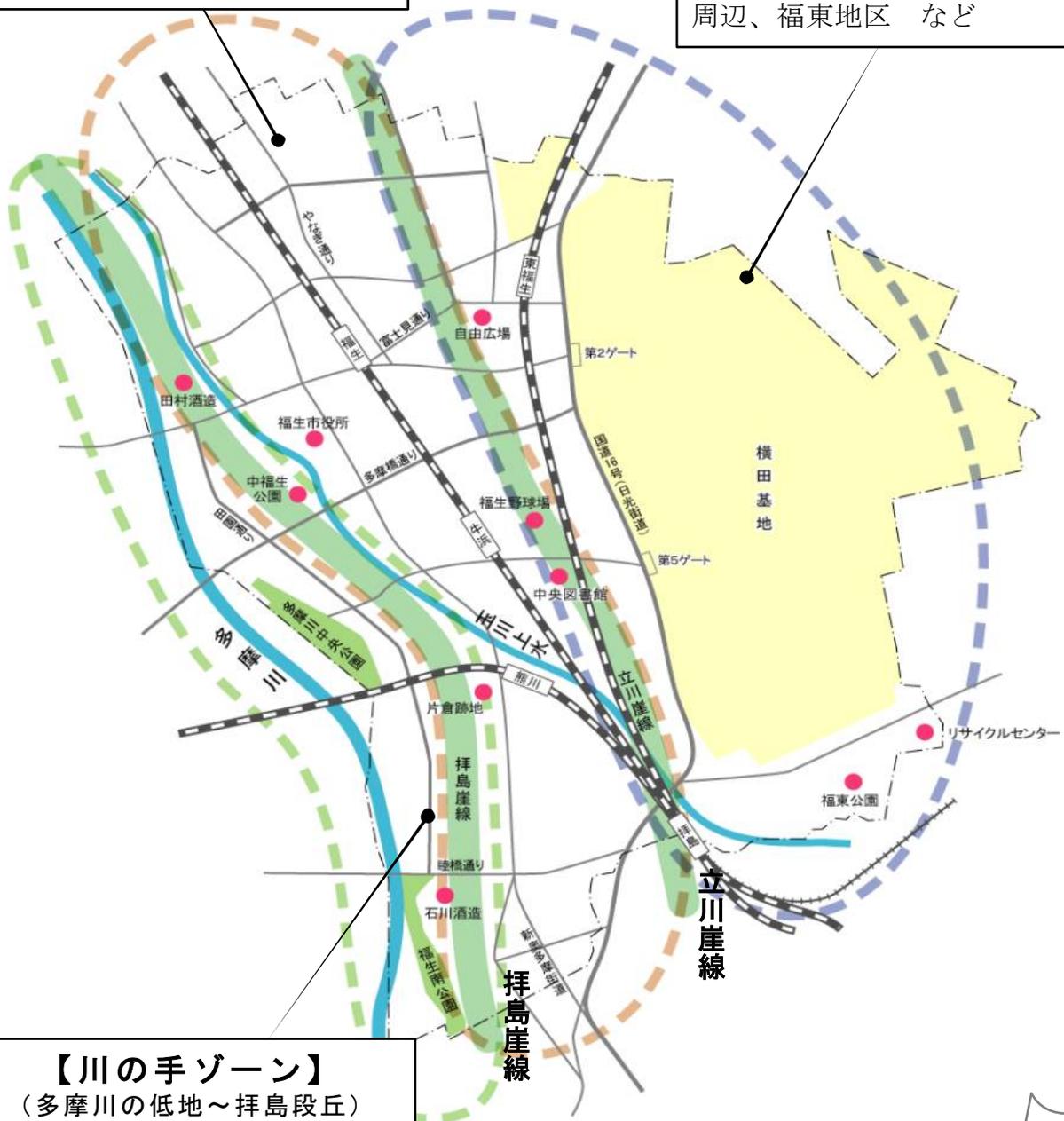
(拝島段丘)

古くからの市街地、福生駅周辺の商店街、青梅線沿線、市役所周辺、加美平団地 など

【丘の手ゾーン】

(立川段丘)

文化の森、横田基地・国道16号周辺、東福生駅周辺、産業道路周辺、福東地区 など



【川の手ゾーン】

(多摩川の低地～拝島段丘)

多摩川、河川緑地、伝統的な民家や蔵・造り酒屋等のある地域、玉川上水とその周辺緑地 など

(3)福生市の景観づくりの課題

福生市の景観づくりの課題として、次のものがあげられます。

◆いろいろな顔を活かした福生市ならではのオンリーワンの景観をつくる

：自然、歴史、文化、国際性、個性、混沌など、福生市はいろいろな顔を持っています。若者の憧れのまち「福生」と、自然と伝統文化の息づくまち「福生」が共存しており、この対照的とも思える文化の融合が福生市の重要な魅力の1つと言えます。異なる文化の交流や融合により、福生市ならではの個性あるまちなみをつくりだしていくことが課題となっています。



◆子どもたちが成長する環境にふさわしい健全なイメージの景観をつくる

：市内には、ごみやタバコの投げ捨て、不法投棄、路上駐車、歩道上の駐輪、捨て看板等、まちの景観を阻害している様々な要因が見られます。

：景観は、子どもたちの成長とも大きく関係していると考えられますが、子どもたちは自分の住む環境や景観を選ぶことはできません。そのため、市民のルールやマナーの徹底を図るとともに、景観づくりを通して、犯罪の温床とならないまちづくりにつなげていくことが課題となっています。



◆にぎわいのある商業地の景観をつくる

：中心市街地においては、空き店舗の増加による空洞化や、店舗を持たないマンションの進出等により、商店街の連担が失われつつあることが課題となっています。

：商店街においては、活気のある人波が源となり、すばらしいまちなみの形成につながっていくものと考えられます。まちの個性を活かした景観づくりを進めることにより、中心市街地ににぎわいを取り戻していくことが重要です。



◆まちのスケールや雰囲気にあわせた“まちなみづくり”を考える

: 福生市は住宅中心のまちであるため、住んでいる人が居心地のよいまちをつくることが重要です。しかし、建物のデザインや緑の配置は住み手の価値観に任されている場合が多く、結果として統一感のないまちなみになっています。

: 景観を考えることは、住みよいまちをつくることにつながります。まちのスケールや雰囲気にあった、ゆるやかな統一感を生み出していくことが課題となっています。

: 工場や鉄道の施設などは、機能性はもちろん重要ですが、周囲の景観とのつながりや美しさに配慮したものにしていくことも重要です。



◆視界に配慮した(視野が広い)まちなみをつくる

: すっきりとした青い空を眺めるためには、一定のルールのもと、電線類や広告物等の景観を邪魔する要素が適切に処理されているとともに、建物のスカイラインが揃っていること等が望まれます。

: 一方で、見た目だけでなく、より広い視点から判断することも必要です。電線類の地中化には、そのためにかかるコストや廃材処理の問題もあり、それらも含めて総合的に考えることが重要です。



◆水辺の原風景を思い起こせる環境や景観をつくる

: 福生市にとって、多摩川や玉川上水、熊川分水、福生分水等の水辺は、最大の財産の1つと言えます。かつてはホテルを捕りに玉川上水へ行ったり、熊川分水で水遊びをするなど、水路は子どもたちの遊び場でもありました。しかし、市街化が進むにつれて蓋がされ、今では市民の生活から遠いものとなっています。そのため、水とのふれあいの形を工夫し、水や生き物と親しめる水辺・楽しめる水辺を取り戻すことが課題となっています。



◆かつてのたたずまいを大切に景観づくりに活かす

: 福生市には、2つの造り酒屋、屋敷構えの残る古くからのお屋敷、養蚕の蔵、米軍ハウスなど、まちの歴史や文化を物語る資源が点在しています。これらは市の個性を表す重要な要素です。ある時代区分を設定して、その代表となる遺産を発掘し、更に磨きをかけていくなど、かつてのたたずまいを大切に、景観づくりに活かしていくことが課題となっています。



◆まちに緑のつながりをつくる

: 多摩川や玉川上水、崖線の緑は福生市の緑の骨格と言えます。これらに加え、鎮守の森、屋敷林、大木等を活かした緑の景観づくりが重要です。一方で、中心部やミニ開発の多い地域は必ずしも緑が豊かではなく、まち全体の緑を増やし、緑のつながりをつくっていくことが課題となっています。



: これからは、人間のことだけでなく、人と自然の共生を考えた景観づくりを行っていくことが必要です。自然から学び、自然を守り、自然を生かし、自然を利用し、自然の恩恵を受け、福生市の自然を次の世代に伝えていくことが求められています。

◆落ち着いたあるひろば感覚のみち、回遊できるみちをつくる

: これまでの道づくりは、車中心に考えられてきた面があります。市内には、歩行者にとって必ずしも歩きやすい道や、子どもや高齢者、車いす等にとって危険な箇所もみられます。住宅地の中においては、車中心から人中心に変えていくという視点が求められており、道端で自然に会話が生まれるようなみちづくりが望まれます。



: 市内には様々な資源が点在していますが、互いにつながっていないため、魅力を活かしきれいていません。本市ではいくつかの散策コースを設定していますが、そのルートは担当部署ごとに異なっており、案内サインも統一されていない状況にあります。今後は、市内に点在する魅力的な「点」を、誰もが安全に歩いてまわれるみちで有機的につなげて「線」にし、回遊性をつくりだしていくことが課題となっています。

3 こころのこもった景観づくり

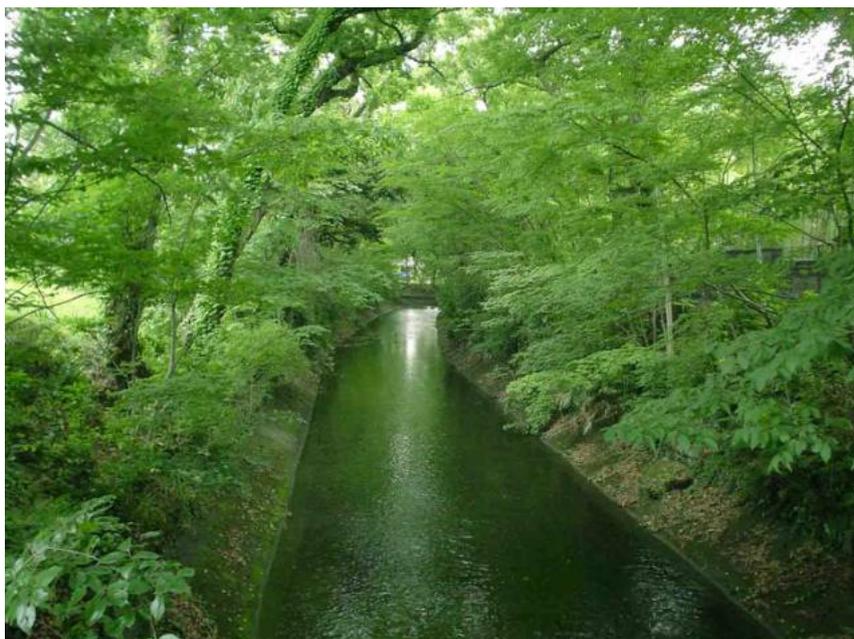
(1)「こころのこもった景観づくり」とは？

玉川上水は多くの市民に人気のあるスポットであり、福生市の特徴の1つです。美しい川面には四季折々の武蔵野の面影が映り、風情豊かな景観を楽しませてくれます。この玉川上水は、江戸市民の飲料水を確保するために、多くの労働力と高度な知恵と技術を結集させ、大変な努力によって完成したものです。先人たちの苦勞の歴史が詰まっており、私たちはそのこころを伝えていかなければいけません。

かつての私たちの生活には、水を汚さないところ、川下に配慮するところが当然のものとしてありました。しかし、近頃はそれが薄れてきています。私たちの生活の一部が形となって表れたものであるまちの景観も、それと同じことが言えます。一度歩みを止め、本当に必要なものは何なのかを見つめ直す時期に来ているのではないのでしょうか。

心地よい景観とは、きびしい規制により住みにくくすることで生まれるのではなく、お互いを思いやること、互いに関心を持ち合うことにより、その結果としてゆるやかな統一感があることだと考えます。それには、きちんとした話し合いを重ね、お互いを理解することが重要です。

魅力のある福生を残しつつ、更に磨きをかけ、新たな魅力を創出し、育てていく景観づくりを行っていきます。市民みんなで考え、実現に向けて話し合いを継続し、「こころのこもった景観づくり」を進めます。



(2)「福生人」づくり

美しい景観づくりが最終目標ではなく、良いまちをつくるための1つの手段として、景観づくりが必要なのだと考えます。福生市が良いまちになるには、「福生人」(ふっさじん・Fussa Lovers)が増えなくてはなりません。

「福生人」とは、福生をよくわかり、福生を愛するところや情熱を持っている人のことです。「福生人」は、次の“3つのところ”と“3つのところがまえ”を持っている人のことです。

「福生人」 (ふっさじん・Fussa Lovers)



【福生人の3つのところ】

- ①人の気持ちの大切さがわかるころ
- ②生き物の大切さがわかるころ
- ③地球の大切さがわかるころ

【福生人の3つのところがまえ】

- ①目先の利益だけを考えない
- ②ゆずりあいの気持ちを持っている
- ③おだやかに話し合えることができる

これからは、たくさんの「福生人」による行動が必要です。たくさんの人に、福生を愛するようになってもらいたいと思います。

そのため「福生人」は、福生市内外に「福生人」を増やしていくことをめざし、自ら行動します。次世代の「福生人」を育てる取り組みや、これまで無関心だった人たちを「福生人」にしていく取り組みを実践します。「福生人」が増え、「福生人のところ」が徐々に広がっていくことにより、その結果として福生市がこれまでよりも良いまちになると考えます。

(3)協働と役割分担

景観づくりの取り組みは、行政だけの努力で実現するものではありません。市民・事業者・行政が共通の目標を持ち、目標に向かって力をあわせていくことが必要です。

これからは、市民も事業者も行政も「福生人」をめざし、ともに手を携えて、適切な役割分担のもと「こころのこもった景観づくり」を行っていきます。

市民の役割

- ・まちの景観を気にかける
- ・自分たちの住むまちの景観をどのようにしたいか、地域で話し合う
- ・地域で決めたルールに沿ってまちづくり、景観づくりを行う

事業者の役割

- ・地域の一員として、市民・行政とともに話し合う
- ・地域で決めたルールに沿ってまちづくり、景観づくりを行う
- ・地域の一員として、率先して地域や社会に貢献する

行政の役割

- ・地域ごとに景観づくりが動き出すための“きっかけ”をつくる
- ・市民・事業者とともに考え、必要な支援をする
- ・長期的視野に立った計画・立案・実施のための法整備をする

4 私たちのめざす福生市の景観

(1) 基本的な考え方

福生市では、以下の3つの考え方に基づいて、景観づくりを進めていきます。

福生市の多様な魅力を 残し活かす

福生市の伝統的な良さを残すとともに、再認識し、更に磨きをかけていきます。

『自然・歴史』



福生市に新しい魅力をつくり育てる

今あるものに手を加えるだけでなく、利便性や機能面も考えつつ、新たに魅力をつくっていきます。

『住環境・商店街』



福生市民全体で盛り上げていく

子どもたちも含め、市民全体が景観に対する理解を深めるために、啓発活動を行っています。

『市民参加・協働』



(2) 将来のすがた

みんなが外に出て歩きたくなる福生にしよう

— 「福生人」づくり —

「外に出て歩きたくなるまち」とは、きれいな空気や、水・緑にあふれていて、たくさんの生き物に出会うことができ、歴史や文化の香りがし、にぎわいにあふれている、人にも自然にもやさしいまちです。

【将来の生活イメージ】

ハケ、多摩川堤、玉川上水などを軸として、歩きたくなる歩道がつながっています。崖線や水辺など緑の多い場所では、鳥や生き物の声が聞こえます。

車のための道ではなく、足の悪い人、車椅子の人、子どもや高齢者、歩行者、自転車など、みんなにやさしいみち、歩きやすいみちになっています。

住宅地のブロック塀は生垣に変わり、緑の景観を創り出し、外に出て歩きたくなった人たちが散歩を楽しんでいます。ご近所同士で植えた花が一斉に咲き乱れ、新たな名所になっています。

市内に点在する歴史や文化を物語る資源が大切に保全され、一部は新しい使い方でも活用されています。それらは散歩道でつながれ、週末には市内外から人々が訪れます。

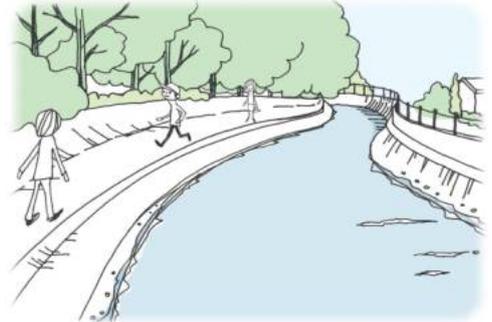
まちなかの商店街には、樹木や休憩施設が置かれて、散策しながらショッピングを楽しんでいます。

まちかどのみちやひろばでは、若者と他の世代、外国人と福生の人たちの交流が自然に生まれています。

(3)景観づくりの8つの方針(福生市全域の方針)

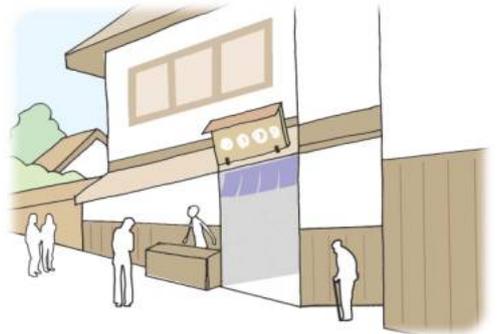
方針① :多摩川、玉川上水などの「水」を軸とした景観づくりを進めます

- 水路沿いに親水空間や遊歩道等を整備することにより、水と親しめる水辺、楽しめる水辺を福生市に取り戻していきます。水辺のネットワーク性を高め、市民の健康づくりの場として活用していきます。
- 自然の護岸を可能な限り保全し、ホタルやカワニナ、魚類等の生きものが生息できる水辺環境を保全・創出していきます。
- 玉川上水沿川においては、東京都の「玉川上水景観軸の景観づくり」と連携を図りつつ、玉川上水の雰囲気とあった景観づくりを進めます。



方針② :福生市の歴史や文化を尊重した景観づくりを進めます

- 福生市固有の歴史や文化を尊重した景観づくりを進め、福生市の伝統的な魅力を次の世代に伝えていきます。
- 古くからのお屋敷や蔵、ハウス、屋敷林、大木等は、地域の景観資源として、まちづくりに活かしていきます。
- 旧街道沿い、国道16号近くなど、地域の景観資源が比較的多く残っている地域では、まちづくりに積極的に活かしていきます。
- 景観づくりの活動を通して、新たな文化をつくり、発信していきます。



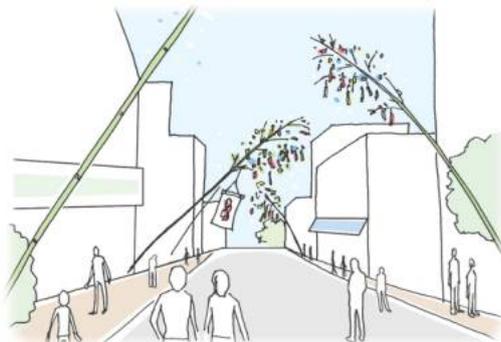
方針③ :くらしを大切にした景観づくりを進めます

- 住宅地においては、私たち市民が心地よく福生市で暮らせることができる景観づくりを進めます。きびしい規制により住みにくくするのではなく、一人ひとりが地域の景観づくりの“作法”を自覚することにより、ゆるやかな統一感のある景観をめざします。
- ブロック塀の生垣化や沿道に花を植える活動を進め、緑豊かな住宅地のまちなみづくりを推進します。
- 地域ごとに、心地よく暮らせるためのルールづくりを行い、必要に応じて建築協定や景観協定、地区計画等の制度を活用しながら、まちなみを育てていきます。



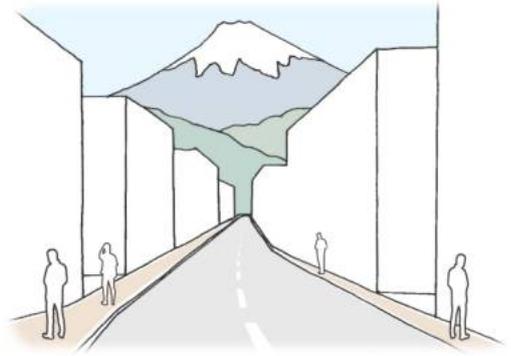
方針④ :個性豊かな、にぎわいを生む景観づくりを進めます

- 福生市の顔となる場所においては、市内外からたくさんの人を福生市に迎え、福生市をにぎやかにすることにつながる景観づくりを進めます。
- 中心市街地の商店街においては、にぎわいを連続させることにより、商店街の魅力を高める景観づくりを進めます。
- 国道 16 号やその周辺の商店街においては、国際的、文化的、個性的なイメージ（五感を刺激する）を活かした多様な魅力のある景観づくりを進めます。
- 住宅地の近隣の商店街においては、生活に身近な買い物空間として、親しみやすい（子どもたちや高齢者に対しても）景観づくりを進めます。



方針⑤ : 広い空を感じられる景観づくりを進めます

- ・ 主要な通りにおいては、電線類の地中化や良好な沿道景観の形成を推進し、青く広い空を感じることができる景観づくりを進めます。
- ・ 電線類については、道路管理者や電力事業者、通信事業者と協議を行い、地中化の実現にむけて働きかけていきます。
- ・ 沿道景観については、建物の外観や高さ、屋外広告物、看板等に関する景観上の配慮事項について、地権者との協議のもと、必要に応じてルールづくりを進めます。



方針⑥ : 自然や環境と共生できる景観づくりを進めます

- ・ 崖線の樹林や湧水、水辺の豊かな生態系を保全し、市街地においては緑や自然の回復を進めることにより、たくさんの生き物とともに暮らせる福生市をめざします。
- ・ コンパクトな市街地の形成、自動車利用の自粛、公共交通機関や自転車の利用促進等により、環境負荷の小さいまちづくりをめざします。
- ・ 自然環境の保全を図るとともに、公共空間の緑化、民有地の緑化を進め、まちに緑を増やしていきます。また、市民の協力のもと沿道に花を植える活動を進める等、四季の変化を感じることでできる景観づくりを進めます。



方針⑦ :景観と学習・教育の連携を進めます

- ・景観づくりとあわせて、まちの景観を育てる「人づくり」を推進します。
- ・市民が景観づくりに参加する多様な機会を設け、景観づくりの活動を福生市全体に広げていきます。
- ・学校や地域の活動と連携して、地域学習や生涯学習の場として、景観づくりを行っていきます。子どもたちだけでなく、福生市民全体が景観に対する理解を深めるための啓発活動を行っていきます。

方針⑧ :譲り合いのできる人づくりを進めます

- ・互いに譲りあい、気持ちよく住まうことができる福生市にしていきます。江戸っ子の気質「江戸しぐさ※」に学び、他人との関係のなかで自分の領分を判断できる、譲り合うところのある人が育つ景観づくりを進めます。
- ・障害の有無や年齢、性別、国籍等に関わらず、だれもが気持ちよく住まうことができるユニバーサルデザインのまちづくり、景観づくりを進めます。
- ・市民や事業者との連携のもと、路上駐車、放置自転車、貼り紙や捨て看板、歩道上の違法看板、ごみのポイ捨てや不法投棄等の改善を進めます。

※ “江戸しぐさ” とは？ （越川禮子「商人道「江戸しぐさ」の知恵袋（講談社）より）

文化、文政期（1804～1830年）の江戸は、世界屈指の大都市で、全国各地から言葉、風俗、習慣の異なる人々が集まってきていました。その人間関係がうまくいくように、無用な摩擦をおこさないように知恵を絞り、共倒れしないための共生のルールが必要でした。町衆は英知を傾けて工夫し、「江戸しぐさ」を確立していきました。お互いの心を上手に伝え合い、楽しく暮らすには、上手な人づきあいのための約束事が必要でした。

それはいつか洗練され、とっさの瞬間芸にまで昇華して、江戸っ子の「くせ」になっていきました。「江戸しぐさ」のしぐさは、仕草や仕種でなく、思草、志草、支草と書きます。考え方つまり心がまえ、それが瞬間的に言葉づかいや顔の表情、身のこなしなどの形としてあらわれ、ついに江戸に暮らす人々の「くせ」にまでなっていきました。そうせずにはいられない瞬間的な決断と行動が「江戸しぐさ」で、「江戸しぐさ」のできる人を江戸っ子と言います。

- 傘かしげ：雨の日に、人と人がすれ違う際、雨のしずくで濡れないように相手と反対のほうへ傘を少し傾ける動作のこと。
- 肩引き：こみ合う道路で行きかう人と肩がぶつからないように、右腕を後ろに引き、胸と胸を向かい合わせる形で通りすぎる動作。
- こぶし腰浮かせ：乗合舟（今ではバスや電車）で、あとから乗ってくる人のために、こぶしひとつ分腰を浮かせて席をつくること。

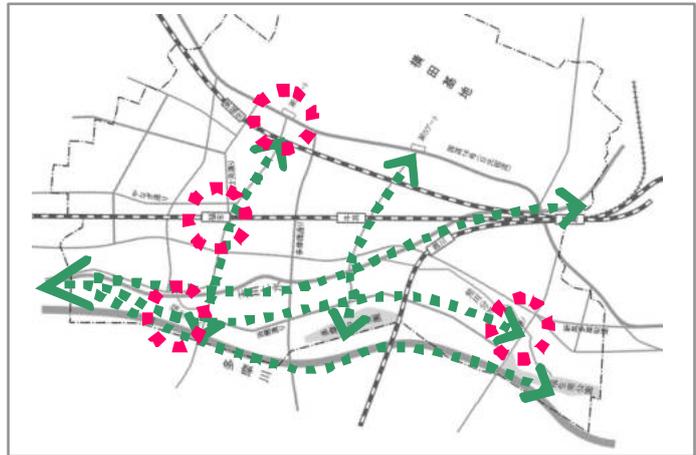
など

(4)景観形成の枠組み

福生市では、以下の枠組み（手順）で景観形成を進めていきます。

①「拠点」と「軸」をつくる

- ・福生市の顔となる重要な場所を景観づくりの「拠点」として設定します。
- ・福生市の景観構造上、主要な骨組みとなっている線を「軸」として設定します。



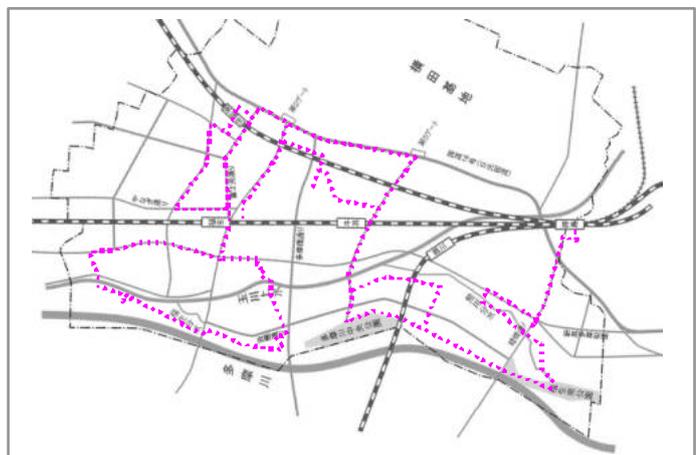
②地域の「景観資源」を磨く

- ・自然や歴史、国際性等、福生市の多様な魅力の要素（地域の「景観資源」）をきちんと調べ、磨きをかけていきます。



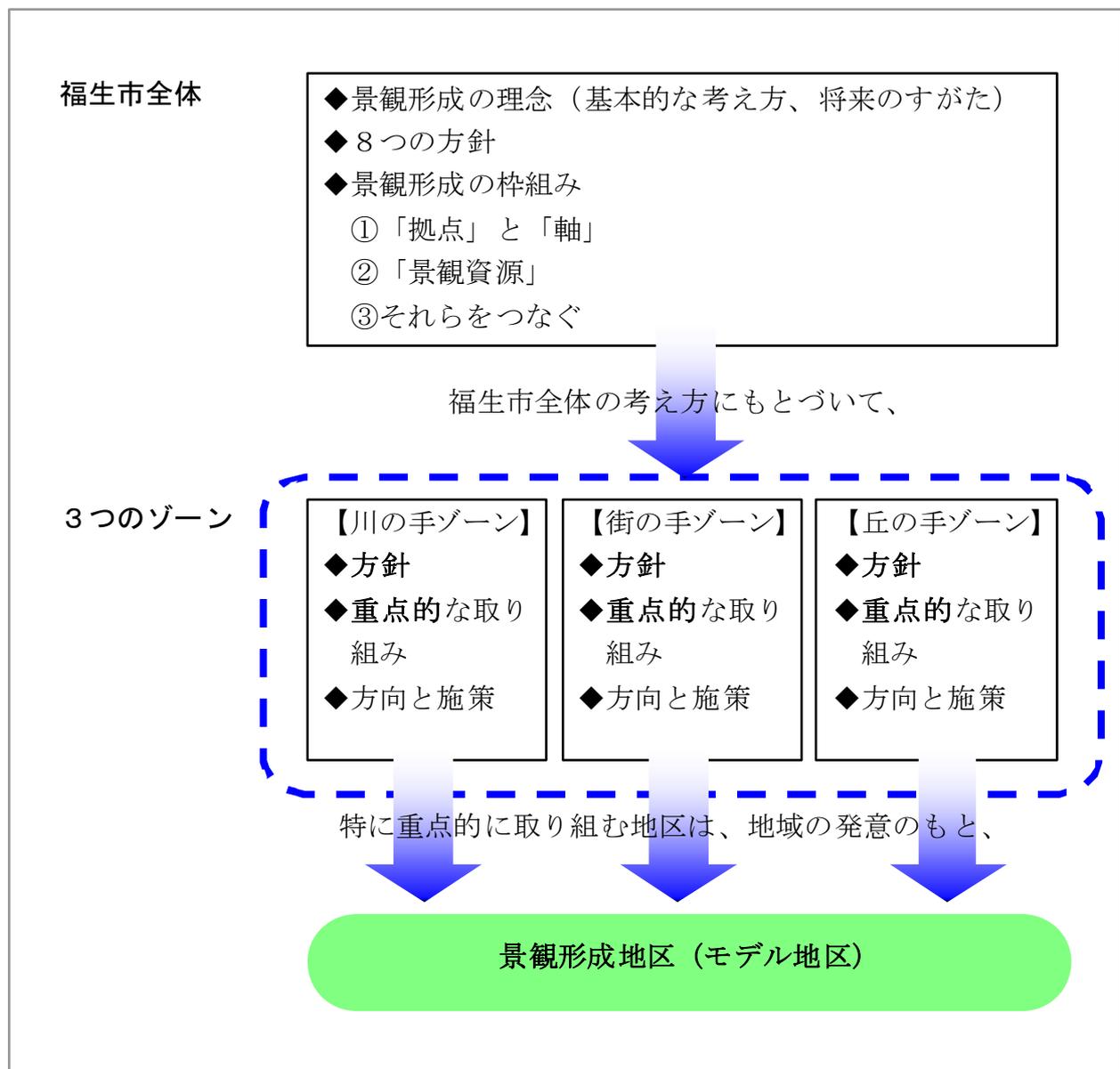
③「拠点」や「軸」、「景観資源」をつなぐ

- ・拠点や軸、景観資源を歩きやすい道でつなぐことにより、「みんなが外に出て歩きたくなるまち」の実現をめざします。

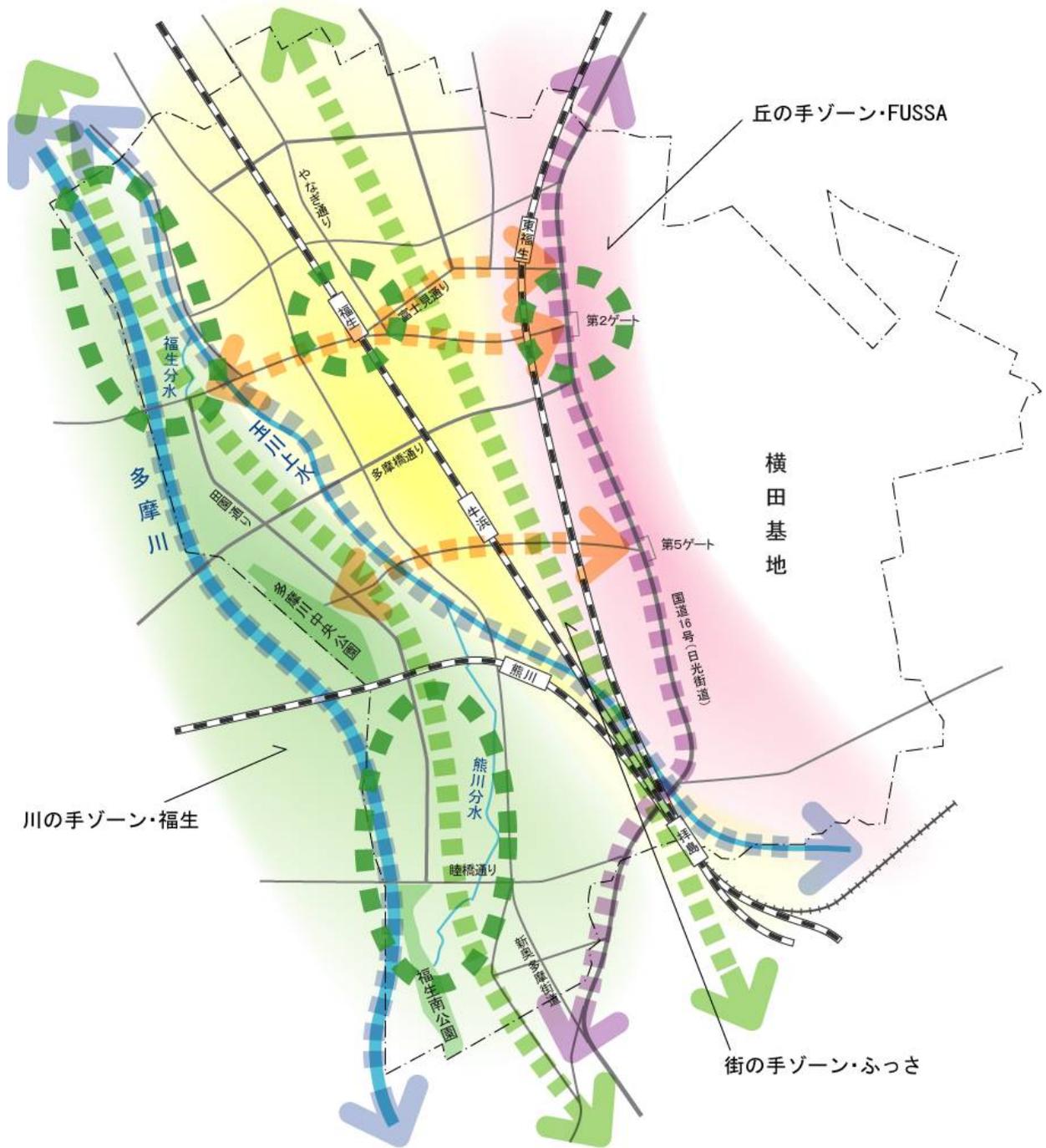


以上の考え方のもと、

- 共通する景観特性をもつ3つの景観ゾーンごとに、景観づくりの方針を描き、取り組みを進めていきます。
- ゾーンごとに「重点的な取り組み」を設定し、それらを牽引役として、計画を推進していきます。
- 今後は、景観形成のモデルとして特に重点的に推進していく地区を、「景観形成地区（モデル地区）」として設定し、より積極的に計画を推進していきます。景観形成地区の指定は、地域の発意を基本とします。



景観づくりの方針図(福生市全域)



凡 例	
	拠点(景観上重要なポイント)
	多摩川、玉川上水の軸
	崖線の軸
	川の手-街の手-丘の手をつなぐ軸
	国道16号の軸
	川の手ゾーン・福生※
	街の手ゾーン・ふっさ※
	丘の手ゾーン・FUSSA※

※次ページに解説があります。

※「川の手ゾーン・福生」、「街の手ゾーン・ふっさ」、「丘の手ゾーン・FUSSA」について

漢字で表現する「福生」は、春、夏、秋そして冬と移り変わる日本の四季の風景や自然との調和、酒造りなどの文化や歴史を感じさせる「福生」を示しています。

ひらがなで表現する「ふっさ」は、人々のやさしさ、やわらかさ、あたたかさ、賑わいなどを感じさせ、また、人にやさしいまちづくり（バリアフリー、ユニバーサルデザイン）を感じさせる「ふっさ」を示しています。

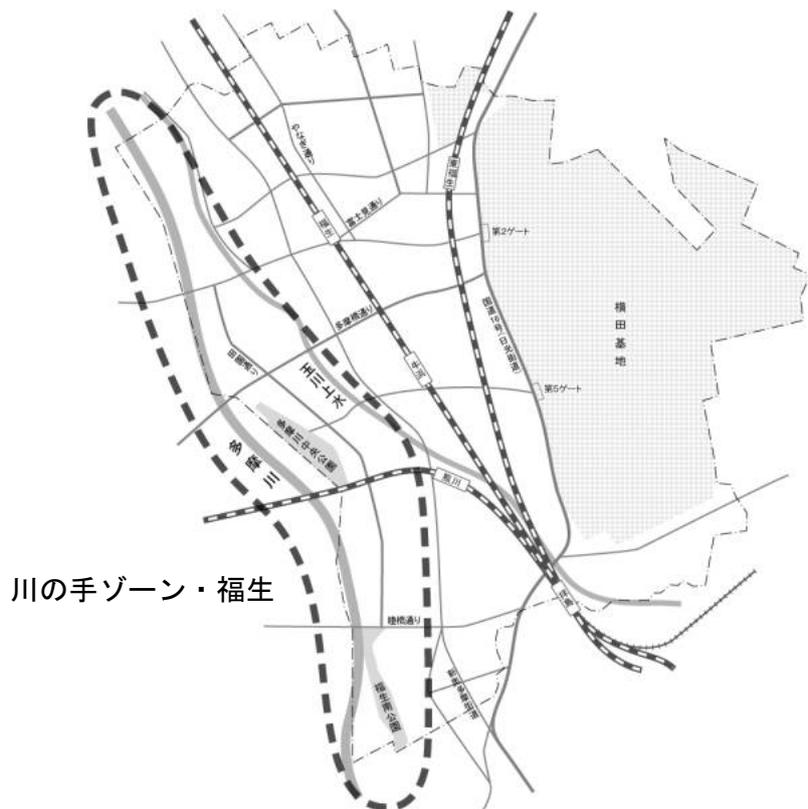
アルファベットで表現する「FUSSA」は、アメリカ的、無国籍的、日本ではない場所を感じさせる「FUSSA」を示しています。

それぞれの「ゾーン」を「福生」「ふっさ」「FUSSA」と表現することで、より福生の持つ多面性を表現し、魅力的な景観、まちづくりを進めていきます。

5 「川の手ゾーン・福生」の景観づくり

(1) 「川の手ゾーン・福生」の景観づくりの方針

- ◆多摩川、玉川上水、熊川分水、福生分水を活かして動植物と親しめるゾーンを形成し、うるおいのある水辺の景観づくりを進めます。
- ◆屋敷、蔵、造り酒屋、屋敷林、大木など、まちの歴史や文化を物語る資源を活かした景観づくりを進めます。
- ◆多摩川や玉川上水沿いの緑、崖線の緑、屋敷林、住宅地の緑化などにより、緑のつながりがある景観づくりを進めます。
- ◆川の手ゾーンの魅力をつなぐ、歩きやすいみちづくり、まちの風景を楽しみながら歩くことのできる景観づくりを進めます。



川の手ゾーン・福生

(2)景観づくりの取り組み

①重点的な取り組み

◎親水性の高い癒しゾーンの形成 【「拠点」と「軸」をつくる】

：熊川分水周辺、福生分水周辺を親水性の高い癒しゾーンと位置づけ、親水性を高めるとともに、水辺の原風景を思い起こせる景観づくりを進めます。

◎玉川上水の景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

：玉川上水沿いの遊歩道のネットワーク化にむけて、関係機関と協議を行い要請していきます。また沿川の住宅地等においては、「玉川上水景観軸の景観づくり（東京都）」と連携しつつ、玉川上水の雰囲気とあった景観づくりを進めます。

◎熊川分水、福生分水の景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

：自然に配慮したしつらえを図り、生き物が生息できる水辺環境を保全・再生していきます。また、分水のある景観は市民の共有財産であるとの考え方のもと、生活に支障のない部分ではできる限り開渠とするよう働きかけていきます。

◎多摩川の景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

：多摩川は、自然豊かなオープンスペースの軸、市民のレクリエーション空間として、開放的な景観づくりを進めます。国や東京都との連携のもと、水辺の環境の保全と親水性の創出、桜並木を活かした景観づくり、橋からの眺望を活かした景観づくりを進めます。

◎歴史的資源を活用した「エコミュージアム」※の検討 【地域の「景観資源」を磨く】

：旧街道沿いに残る蔵や防風林、更に伝統的な農家の屋敷構え（左記に加え、母屋、庭、井戸等が一体的に残る空間）の保全に向けて、必要な調査を行います。将来はエコミュージアムとして保全・活用を図ることができるよう、検討を進めていきます。

◎誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

【「拠点」や「軸」、「景観資源」をつなぐ】

：駅、玉川上水、崖線沿いの公園、熊川分水、福生分水、旧街道、蔵、造り酒屋等をつなぐ、誰もが安全に気持ちよく歩くことができるルートを設定し、歩きやすいみちづくりを進めます。沿道については、市民の協力のもと、生垣の設置や花のあるまちなみづくりを進めます。

【解説】

※エコミュージアム：地域の資源を現地保存し、地域住民が主体的に運営に関わっている博物館活動。

「川の手ゾーン・福生」の景観づくりの方針図 — 重点的な取り組み —



②景観づくりの方向と施策

●●● 方針1 多摩川、玉川上水などの「水」を軸とした景観づくり ●●●

◆水辺の原風景を思い起こせる環境をつくる

○親水性の高い癒しゾーンの形成（多摩川～熊川分水・福生分水から玉川上水）

《具体的には》

- ・ホタルが飛び交い、魚などの生き物が生息する水辺環境の再生
- ・水辺の防犯環境の整備（自然との共生に配慮する）
- ・玉川上水、熊川分水、福生分水の将来の利用の可能性の検討 など

○玉川上水の景観づくり

《具体的には》

- ・玉川上水沿い遊歩道の確保・連続化についての管理団体（東京都）に対する要望
- ・「玉川上水景観基本軸の景観づくり基準」（東京都景観条例）に基づく良好な景観の維持、景観づくりの促進 など



○熊川分水、福生分水の景観づくり

《具体的には》

- ・熊川分水モデル地区の整備
- ・玉石積みなど自然に配慮したしつらえづくり
- ・熊川分水、福生分水の水路の保存や水辺の環境整備 など



○多摩川の景観づくり

《具体的には》

- ・桜並木の保全
- ・水遊びのできる空間づくり など



○ホームページや掲示物、散策マップなどによる情報提供

《具体的には》

- ・玉川上水散策コース案内板設置
- ・玉川上水散策絵図
- ・福生市史上下・熊川分水の発行 など

●●● 方針2 福生市の歴史や文化を尊重した景観づくり ●●●

◆かつてのたたずまいを大切にし、活かす

○歴史的資源を活用した「エコミュージアム」の推進

《具体的には》

- ・旧街道沿いに残る蔵（まゆ蔵など）の保全・活用
- ・伝統的な農家の屋敷構え（母屋、蔵、庭、井戸、防風林）の保全に向けた、必要な調査の実施 など



○誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

《具体的には》

- ・生活道路の交通安全、バリアフリーの推進 など



○ホームページや掲示物、散策マップなどによる情報提供

《具体的には》

- ・広報、ホームページによる紹介
- ・市内マップ
- ・「福生史跡散歩」発行 など

●●● 方針3 くらしを大切にした景観づくり ●●●

◆落ち着いたあるみちをつくる～車中心から人中心へ～

○人優先の歩きやすいみちづくり

●●● 方針6 自然や環境と共生できる景観づくり ●●●

◆まちに緑のつながりをつくる

○多摩川、玉川上水、拝島崖線など福生市の軸となる緑の保全、形成

○緑のネットワークづくり

《具体的には》

- ・河川敷、崖線沿い、鎮守の森、屋敷林等の保全・活用
- ・多摩川堤防沿い管理委託
- ・福生市の自生種を重視した樹木の選定
- ・「福生の名木」の発行 など



○崖線沿いにおける周辺環境と調和した景観の形成

《具体的には》

- ・歩道橋、フェンス、ガードレール、電柱、標識等の色彩への配慮 など

○緑豊かなまちなみづくり

《具体的には》

- ・低木と高木の使い分けによるまちなみへの配慮
- ・街路への植栽による木陰づくり
- ・ポケット広場を設け、休憩用の縁台、ベンチを設置する など

○住宅地における生垣化の推進

《具体的には》

- ・生垣づくりに対する助成基準の見直し等、市民が取り組みやすい工夫 など

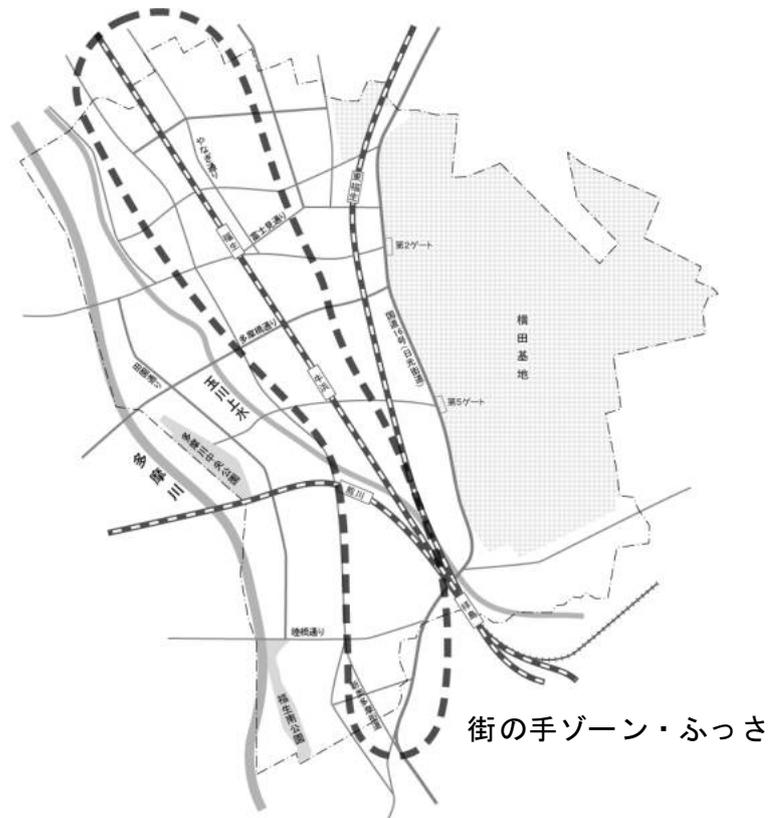


○建築物の屋上緑化、壁面緑化の推進

6 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくり

(1) 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくりの方針

- ◆商店街・商業地の魅力的な雰囲気を活かしつつ、更に魅力を高めるにぎわいの景観づくりを進めます。一方で、防犯に配慮した健全な景観づくりを進めます。
- ◆商業地においては、個々の建物や看板、屋外広告物等の周辺環境との調和に配慮し、まちなみとしての景観づくりを進めます。
- ◆多くの人が行き交う通り、富士山を望むことのできる通りなどでは、通行する人の視線に配慮した沿道の景観づくりを進めます。
- ◆住宅地においては、街路樹、崖線の緑、住宅内の緑化、生垣の設置により、緑のつながりがある景観づくりを進めます。
- ◆街の手ゾーンの魅力をつなぐ、歩きやすいみちづくり、まちの風景を楽しみながら歩くことのできる景観づくりを進めます。



(2)景観づくりの取り組み

①重点的な取り組み

◎まちなかと国道16号をつなぐシンボル軸の整備 【「拠点」と「軸」をつくる】

：富士見通りから国道16号まで及び本町通りから第2ゲートまでの道は、「丘の手」と「街の手」をつなぐシンボル軸として、人の流れを導く景観づくりを進めます。店の看板や広告物が整理され、建物の高さが揃ったまちなみづくりを進めます。都市計画道路である富士見通りは、電線類の地中化を推進します。

◎福生市の顔にふさわしい景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

：本町通りは、第2ゲートからの視線に配慮した景観づくりを進めます。福生駅周辺は、市民及び来街者の視線に配慮した魅力ある景観づくりを進めます。

◎商店街ににぎわいを導く景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

：福生駅周辺の商業地域は、1階は店舗を誘導し、魅力ある繁華街のまちなみづくりを進めます。飲食店街については、飲食店街の魅力・雰囲気を活かしつつ、環境美化に努め、防犯に配慮した景観づくりを進めます。

◎誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

【「拠点」や「軸」、「景観資源」をつなぐ】

：駅、商店街、魅力的なお店、ハウス、公園、自由広場等をつなぐ、誰もが安全に気持ちよく歩くことができるルートを設定し、歩きやすいみちづくりを進めます。沿道については、市民の協力のもと、生垣の設置や花のあるまちなみづくりを進めます。

「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくりの方針図

－重点的な取り組み－

- ◎まちなかと国道16号をつなぐシンボル軸の整備
 - ・店の看板や広告物が整理され、建物の高さが揃ったまちなみの形成
 - ・電線類の地中化の推進(富士見通り)

- ◎福生の顔にふさわしい景観づくり
 - ・第2ゲートからの視線に配慮した景観づくり



- ・銀座通りのにぎわいを演出する景観づくり
(Fの店の誘致、低未利用地の活用など)

- ◎商店街ににぎわいを導く景観づくり
 - ・商業地域の1階は店舗を誘導し、魅力ある繁華街のまちなみづくり

- ◎誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

- ・飲食店街の魅力・雰囲気を活かしつつ防犯に配慮した景観づくり

- 立川崖線
- ハウス
- おもな公園
- おもな社寺

②景観づくりの方向と施策

●●● 方針4 個性豊かな、にぎわいを生む景観づくり ●●●

◆回遊できるみちをつくる～滞在から回遊へ

○誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

《具体的には》

- ・歴史的資源を活用した「エコミュージアム」の推進
- ・生活道路の交通安全、バリアフリーの推進 など

○国際性のある16号沿線の丘の手、にぎわいあふれる街の手、自然の豊かな川の手をむすぶ大動脈としての東西軸の道の整備



◆にぎわいのある商業地の景観をつくる

○商店街ににぎわいを導く景観づくり

《具体的には》

- ・商店街の1階部分を商業用途に限定するルールづくりの検討 など

○店の看板や広告物が整理された景観づくり

○にぎわいを演出する景観づくり

《具体的には》

- ・空き店舗の有効活用
- ・低未利用地のにぎわい空間としての活用
- ・「新・元気を出せ！商店街事業費補助金」の活用 など



○ホームページや掲示物、散策マップなどによる情報提供

《具体的には》

- ・広報、ホームページによる紹介 など

◆健全なイメージの景観をつくる

○飲食店街の魅力・雰囲気を活かしつつ防犯に配慮した景観づくり



○ごみ出しのルールやマナーの徹底

○周囲に配慮した工場景観の育成



○自動販売機の規制等、環境に配慮した景観づくり

●●● 方針3 暮らしを大切にした景観づくり ●●●

◆落ち着いたあるみち、ひろば感覚のみちをつくる～車中心から人中心へ～

○人優先の歩きやすいみちづくり

《具体的には》

- ・子どもや高齢者、車イスでも通りやすいバリアフリーのみちづくり
- ・電柱の民地への移設の推進
- ・歩行者と自転車が分離されたみちづくり
- ・駅前の路上駐車改善
- ・歩道の自転車駐車の一扫 など



○立ち話ができる、たまり場となる空間づくり

《具体的には》

- ・路地・横丁的な空間づくり（子どもたちの遊び場、夏の木陰、冬の陽だまり）
- ・コミュニティ道路づくり（車の進入防止や減速の工夫）
- ・道路の使い方の工夫（一方通行、休日の歩行者天国等） など

◆まちのスケールや雰囲気にあった建物をつくる

○周辺環境と調和した美しいまちなみ景観の育成

《具体的には》

- ・建築物の高さや色彩の統一 など

○周囲の景観に配慮した建築物、工作物のデザイン

《具体的には》

- ・周囲の景観に配慮した駐車場の整備
- ・新市庁舎建設事業 など

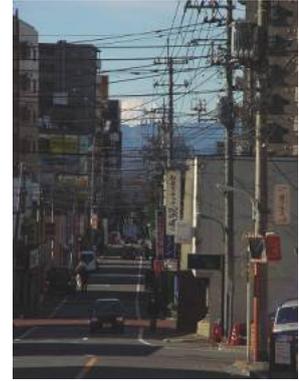
●●● 方針5 広い空を感じられる景観づくり ●●●

◆視線に配慮した（視野が広い）まちなみをつくる

○電線類の地中化の推進

《具体的には》

- ・モデル地区の選定
- ・国、東京都への要望 など



○周辺環境に配慮した道路標識、ミラー、電柱などのデザイン

《具体的には》

- ・支柱の共架化
- ・周辺との調和を図るような支柱の色彩への配慮 など



○建築物の高さがそろったまちなみの形成

●●● 方針6 自然や環境と共生できる景観づくり ●●●

◆まちに緑のつながりをつくる

○玉川上水、立川崖線など福生市の軸となる緑の保全、形成

○緑豊かなまちなみづくり

《具体的には》

- ・崖線沿い、鎮守の森、屋敷林等の保全・活用
- ・福生市の自生種を重視した樹木の選定
- ・花いっぱい運動
- ・低木と高木の使い分けによるまちなみへの配慮
- ・街路への植栽による木陰づくり
- ・ポケット広場を設け、休憩用の縁台、ベンチを設置する など



○住宅地における生垣化の推進

《具体的には》

- ・生垣づくりに対する助成基準の見直し等、市民が取り組みやすい工夫 など

○建築物の屋上緑化、壁面緑化の推進

- 平成17年2月5日（日）には、「第1回景観フォーラム」を開催し、たくさんの市民の方々にお集まりいただきました。



7 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくり

(1) 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくりの方針

- ◆国際的で個性的な雰囲気を活かした福生市ならではの景観づくり、基地との接点にふさわしい多様な交流を生み出す景観づくりを進めます。
- ◆主要な道路の沿道においては、個々の建物や屋外広告物等の周辺環境との調和に配慮し、まちなみとしての景観づくりを進めます。
- ◆基地、ハウス、個性的な店舗、文化の森、校庭の大木など、まちの文化を物語る資源を活かした景観づくりを進めます。
- ◆街路樹、崖線の緑、商業空間や建物の緑化、住宅地の緑化などにより、緑のつながりがある景観づくりを進めます。
- ◆丘の手ゾーンの魅力をつなぐ、歩きやすいみちづくり、まちの風景を楽しみながら歩くことのできる景観づくりを進めます。



(2)景観づくりの取り組み

①重点的な取り組み

◎国際的、文化的、個性的な国道16号沿いの景観づくり

【「拠点」と「軸」をつくる】

: 国道16号沿道については、個性的な店舗を誘導するとともに、沿道の建物に関するルールづくり、建築物が映える植栽の工夫等により、魅力ある沿道のまちなみづくりを推進します。事業者の協力のもと、広場・ショーウィンドウ感覚の歩いて楽しめるみちづくりを進めるとともに、サインの国際化を図ります。

◎ハウスを活用した「エコミュージアム」の検討 【地域の「景観資源」を磨く】

: JR青梅線以東を中心に残るハウスの保全に向けて、必要な調査を行います。将来はエコミュージアムとして保全・活用が図れるよう、検討を進めていきます。

◎福生市の顔にふさわしい景観づくり 【「拠点」と「軸」をつくる】

: 本町通りは、第2ゲートからの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

◎誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

【「拠点」や「軸」、「景観資源」をつなぐ】

: 駅、ハウス、魅力的な店舗、原ヶ谷戸公園等をつなぐ、誰もが安全に気持ちよく歩くことができるルートを設定し、歩きやすいみちづくりを進めます。沿道については、市民の協力のもと、生垣の設置や花のあるまちなみづくりを進めます。また、来街者も車を降りて福生のまちを歩いて楽しめるよう、共同で使用できる駐車場の整備を検討します。

「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくりの方針図 — 重点的な取り組み —



②景観づくりの方向と施策

●●● 方針4 個性豊かな、にぎわいを生む景観づくり ●●●

◆回遊できるみちをつくる～滞在から回遊へ～

○誰もが楽しく歩いてまわれる回遊性のあるみちづくり

《具体的には》

- ・生活道路の交通安全、バリアフリーの推進
- ・防衛施設周辺まちづくり構想の推進 など

○福生市の顔としてまちなかと国道16号をつなぐ東西軸の道の整備



◆「福生」ならではのオンリーワンのまちなみをつくる

○国際的、文化的、個性的な国道16号沿いの商店街景観の育成

《具体的には》

- ・広場、ショーウィンドウ感覚の歩いて楽しいみちづくり
- ・個性的な店舗の誘導によるまちなみづくり
- ・商店街の建築に関するルールづくり
- ・建築物が映える植栽の工夫（高木、低木や樹種の使い分け）
- ・商店街のサインの国際化
- ・電線類の地中化推進のためのモデル地区の選定
- ・共同で使用できる駐車場の整備
- ・商店街の街路樹のライトアップ
- ・防衛施設周辺まちづくり構想の推進 など



○ホームページや掲示物、散策マップなどによる情報提供

《具体的には》

- ・横田基地・国道16号周辺地域の商店のガイドマップ など

●●● 方針2 福生市の歴史や文化を尊重した景観づくり ●●●

◆かつてのたたずまいを大切にす、活かす

○歴史的資源を活用したエコミュージアムの推進

《具体的には》

・ハウスの保存・活用にむけた調査、検討 など



○回遊ルートマップの作成

○ホームページや掲示物、散策マップなどによる情報提供

《具体的には》

・広報、ホームページによる紹介 など

●●● 方針3 くらしを大切にした景観づくり ●●●

◆落ち着きのあるみちをつくる～車中心から人中心へ～

○人優先の歩きやすいみちづくり

●●● 方針6 自然や環境と共生できる景観づくり ●●●

◆まちに緑のつながりをつくる

○立川崖線など福生市の軸となる緑の保全、形成

《具体的には》

- ・原ヶ谷戸緑地（仮称）新設事業 など



○緑豊かなまちなみづくり

《具体的には》

- ・崖線沿い、鎮守の森、屋敷林等の保全・活用
- ・福生市の自生種を重視した樹木の選定
- ・低木と高木の使い分けによるまちなみへの配慮
- ・横田基地のフェンスの緑化に関する働きかけ
- ・街路への植栽による木陰づくり
- ・ポケット広場を設け、休憩用の縁台、ベンチを設置する など



○崖線沿いにおける周辺環境と調和したまちなみ景観の育成

《具体的には》

- ・歩道橋、フェンス、ガードレール、電柱、標識等の色彩への配慮 など

○住宅地における生垣化の推進

《具体的には》

- ・生垣づくりに対する助成基準の見直し等、市民が取り組みやすい工夫 など

○建築物の屋上緑化、壁面緑化の推進

8 推進体制の整備

景観形成を推進していくために、市民が積極的に関わっていくしくみを整えるとともに、行政の組織を整備します。

また、景観形成に影響の大きい関係者と連携する協議会を組織します。

さらに、市役所内部の景観担当部署を中心とし、各部門（部・課）との連携を図るため、庁内連絡会議を組織します。

(1)市民参加のしくみづくり

景観形成を推進していく過程において、市民意向を取り入れ、反映していくため、景観施策についての提案制度を創設します。市民及び市民団体は、この制度を活用するなど、主体的に景観まちづくりに取り組みます。一定の地区や一定のテーマについて景観まちづくりを推進する各市民団体が協力・連携し、連絡会（（仮称）まちづくり景観推進連絡会）を立ち上げ、福生市全体の景観まちづくりを考え、市に提案していきます。

(2)行政の組織づくり

庁内に景観担当窓口を設置し、連絡会等からの景観施策について提案を受け付けます。この提案が、景観形成推進施策として有用と認めるときは、審議会に諮問します。また、公共事業の実施にあたり、景観施策の先導的役割を果たすよう努めます。さらに、福生市の景観のあり方について専門家による調査、研究を検討します。

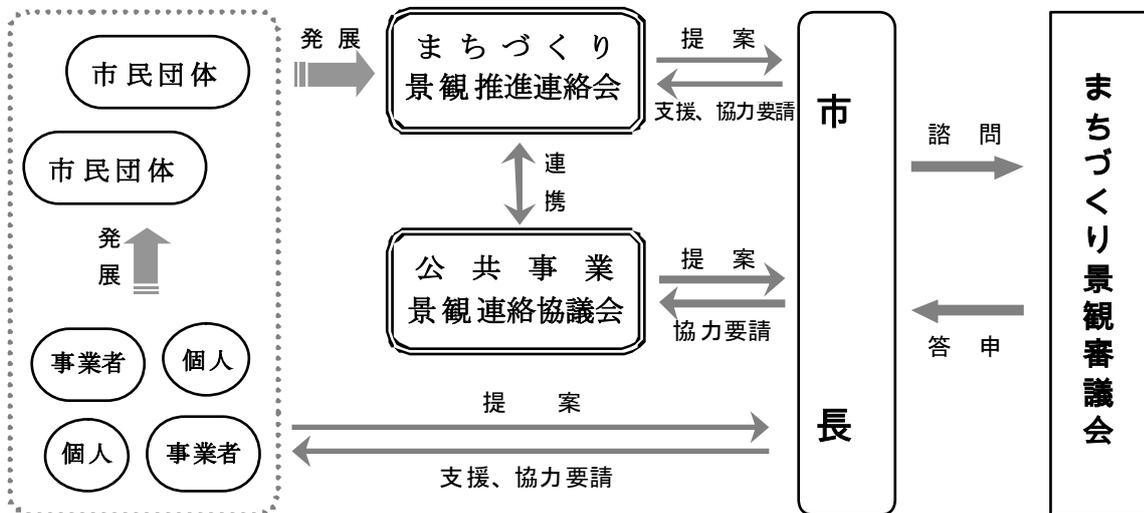
(3)公共事業景観連絡協議会の設置

景観形成に影響の大きい関係者（関係行政機関、電気事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等の公共事業を行う者）により、課題解決に努めます。

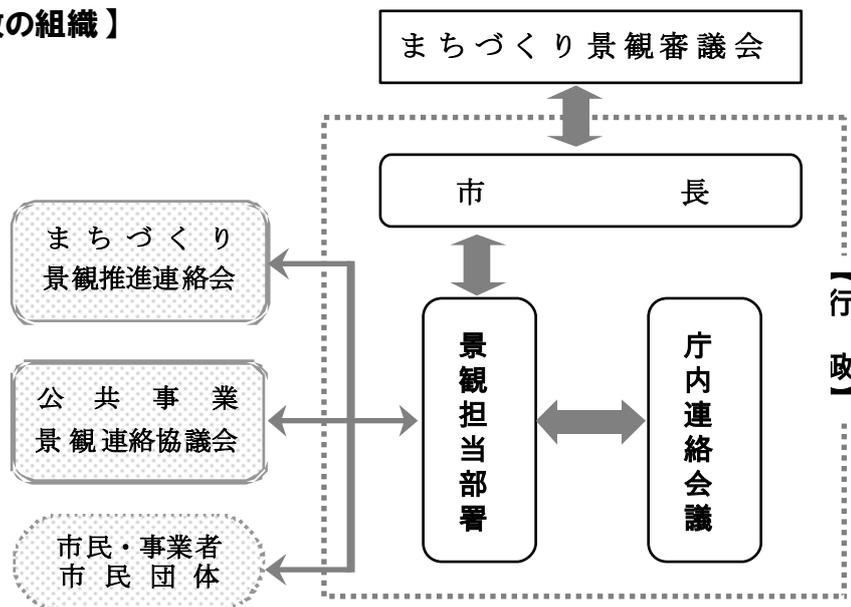
(4)まちづくり景観審議会の設置

福生市における景観の形成に関する事項を調査・研究及び審議するため、市長の付属機関として福生市まちづくり景観審議会を設置します。審議会からの答申により、景観形成について推進すべき施策と判断されたものについては、実施に努めます。

【景観形成の推進体制】



【行政の組織】



9 実現化への具体的な取り組み

景観づくりは50年、100年の計ですが、100年後まで価値のある景観をつくるために、まずは最初の一步を踏み出すことが重要です。

これからは、市民・事業者・行政が共通の目標を持ち、ともに手を携えて、適切な役割分担のもと、今ある景観を守って、直して、作り出していく必要があります。

できることから1つずつ「こころのこもった景観づくり」を進めていきます。

(1)「福生人」づくり

まちの景観は、そこに住む人のこころの表れであり、住む人が美しいところをもつことが、景観づくりの第一歩につながります。

良好な景観の形成にむけて、まずは「福生人」づくりを推進し、「福生人」を増やしていきます。そうすれば、外から見れば楽しいはずで、当然、にぎわいの復活も考えられます。

【「福生人」づくりのための施策】

◆「福生人」を増やす

○福生市を“よく知る”機会づくり

：まずは自分たちの暮らすまち福生をよく知るために、様々な機会をつくりまします。

《具体的には》

- ・福生の「まちを歩く」機会づくり
- ・福生湧水探検隊 など



○福生市を訪れる人を心地よく迎える体制づくり

：花のあるまちづくりや環境美化運動など、まちなみに彩りを与える活動を行う個人や団体を増やしていきます。

《具体的には》

- ・市民参加による環境美化活動の推進 など

○啓発のためのイベントの開催

：市民が福生の景観について一緒に考え、新たな活動の動機付けとなる機会をつくります。

《具体的には》

- ・「景観フォーラム」の継続
- ・「いっしょに話そう、まちづくりフォーラム」の継続
- ・福生環境フェスティバル など



◆次世代の「福生人」を育てる

○地域や学校教育との連携

：地域や学校との連携のもと、次の世代を担う子どもたちに福生の魅力を伝えていきます。

《具体的には》

- ・地域に目を向ける活動の推進（副読本「わたしたちの福生」の作成など）
- ・水辺の楽校（多摩川）
- ・「遊びの達人（子どもたちに遊びを教える大人）」登録制度の創設 など



○子どもたちが意見を発表できる機会づくり

：福生の未来の景観について子どもたちが考え、自分の意見を発表する機会をつくります。

《具体的には》

- ・子ども議会
- ・青少年意見発表大会
- ・青少年育成討論会（フリートーク） など



○子どもたちの様々な体験の支援

：福生の豊かな環境の中で、子どもたちが様々な体験をすることができる機会をつくります。

《具体的には》

- ・子ども体験学習の実施
- ・子どもの商い体験の機会づくり など

○景観のリーダーづくり

：まわりの人たちを巻き込みながら、地域の景観づくりを率先して進めるリーダーを増やしていきます。

《具体的には》

- ・市民活動リーダー講習会の実施（輝き市民サポートセンター） など

(2) 景観形成のしくみづくり

良好な景観形成を実現するためには、その実効性を担保するための「しくみ」や「制度」を用意することが必要です。そのため、市民の発意を促す景観形成のためのしくみづくりを行っていきます。

【景観形成のしくみづくりの施策】

◆景観条例・景観基本計画

○長期的なビジョンに基づく景観づくり

: 福生市の景観づくりの方向性を示す基本計画と、景観づくりのしくみを担う景観条例をもとに、一貫性のある景観づくりを進めていきます。

《具体的には》

- ・「福生市まちづくり景観基本計画」の策定、進行管理のしくみづくり
- ・「福生市まちづくり景観条例」の制定 など

○庁内の体制づくり

: 福生市の景観づくりを継続的・横断的にすすめていくために、庁内の体制をつくれます。

《具体的には》

- ・景観担当窓口の設置
- ・まちづくり景観審議会の設置
- ・庁内連絡会議の設置
- ・専門家による調査・研究
- ・市民と行政の協働事業の推進 など

◆組織づくり

○市民会議の設置、支援

: 福生市全体の景観づくりや、一定の地区、一定のテーマの景観づくりについて、市民とともに検討する機会をつくれます。

《具体的には》

- ・(仮称) まちづくり景観推進連絡会の設置
- ・花いっぱい市民会議の推進 など

○既存コミュニティの活用、新たなコミュニティづくりの支援

: 町会自治会等の既存のコミュニティによる活動を支援するとともに、景観づくりをきっかけとした新たなコミュニティづくりなどを支援します。

《具体的には》

- ・町会自治会への加入促進の支援
- ・隣近所など、小さな単位での景観づくりに対する支援 など

○市民活動のネットワークづくり

: 各団体の活動の幅が更に広がるよう、団体同士の横の連携づくりを支援します。

《具体的には》

- ・既存の様々な活動団体のネットワークづくり など

○景観形成に影響のある関係者による連絡会づくり

: 関係行政機関、電気事業者、電気通信事業者、鉄道事業者等の公共事業を行う者、景観形成に影響の大きい関係者が集まり、福生市の景観をテーマに意見交換し、調整する場をつくります。

《具体的には》

- ・公共事業景観連絡協議会の設置 など

◆市民意見を尊重する体制づくり

○景観づくりに関する市民による提案制度

: 景観に関する市民の提案を受け付け、検討を行う体制をつくります。

○公共施設整備の公表、意見募集

: 公共施設の整備に際しては、早い段階から情報を公開し、市民の意見を聴く機会をつくります。

◆維持管理への参加

○道路、公園、水路などにおけるボランティアの推進

: 公園ボランティアに加え、道路や水路等においても市民と協働で維持管理を行っていく体制づくりを進めます。

○違反広告物撤去協力員制度の推進

: 市民と協働で実施している違反広告物の撤去活動を推進していきます。

◆まちの個性を活かすしくみの創設

○「景観形成地区（モデル地区）」制度

：地域の発意のもと、特に重点的に景観づくりを推進していく地区を「景観形成地区（モデル地区）」として設定し、取り組みを進めます。

○重要な景観資源の調査、データベースづくり

：福生の景観を良くするために、保全・改善の両面から重要な景観資源を調査し、データベースとして蓄積していきます。

○重要な景観資源の指定、登録制度

：地域の歴史、文化、生活等の特徴が良く表れているもの、景観づくりを進めていく上で重要な構成要素となっているもの等を選定し保全していきます。

○通りの愛称づくり

：「みんなが外に出て歩きたくなるまち」の実現に向けて、日頃から市民に親しまれているみち等の愛称づくりを検討します。

(3) 規制・誘導のためのルールづくり

良好な景観形成にむけて、より具体的に規制・誘導していくためには、現行制度の活用及び新しい景観づくりのルールをつくるのが有効です。

全市的な視点から、誰もが不快に感じるものを制限するゆるやかなルールをつくとともに、よりきめ細かな地域独自のルールづくりを支援していきます。

【規制・誘導のためのルールづくりの施策】

◆現行制度の活用

○良好な景観づくりのための協定の活用

：建築協定や緑地協定などの既存のしくみを活用するとともに、景観法に基づく景観協定の活用も検討していきます。

《具体的には》

- ・ 建築協定の活用
- ・ 緑地協定の活用
- ・ 景観協定の活用 など

○地区ごとのルールづくりの検討

：地区の特性に応じたまちのルールづくりを進めます。

《具体的には》

- ・ 地区計画制度の活用
- ・ 景観地区の活用 など

○商店街の1階部分を商業用途に限定するルールづくりの検討

：商店街のにぎわいをつなげていくために、都市計画等の手法を用いて、1階部分を店舗とするルールづくりを検討していきます。

○東京都屋外広告物条例

：東京都屋外広告物条例に基づいて、地域の個性や魅力を活かした広告景観を創出していきます。

○福生市宅地開発指導要綱*

：良好な都市環境の整備を図ることを目的として、大規模行為等に対して協力を要請している「福生市宅地開発指導要綱」と連携して景観づくりを進めます。

【解説】

※福生市宅地開発指導要綱：開発行為、20戸以上の集合住宅の建築、中高層建築物の建築、1,000㎡以上の土地で行う建築物の建築、工場等の建設、墓地の造成等を対象として、一定の基準が設けられています。

- 福生市自転車等の放置防止等に関する条例*
：自転車等放置防止条例に基づき、駅周辺の放置自転車等の解消に努めていきます。



- 市民団体の協力による雑誌・ビデオ類の自動販売機の追放運動の推進
：市民団体との連携のもと、青少年を取り巻く環境の浄化を進めます。

◆新たな制度づくり

- 景観に影響の大きい建築、開発行為に関する規制・誘導
：「福生市宅地開発指導要綱」と連携して、景観に影響の大きい行為に対する規制・誘導を進めます。

《具体的には》

- ・事前協議制度の導入
- ・届出制度の導入
- ・基準づくり など

- 公共施設整備の基準づくり
：公共施設を整備する際の景観形成の拠り所となるガイドラインづくりを検討します。

- 屋外広告物対策の推進
：東京都屋外広告物条例等のしくみを活用しながら、地域の個性や魅力を活かした広告景観を創出していきます。

《具体的には》

- ・特定の区域における広告物の基準（地域ルール）の検討 など

- まちなかへの車両進入規制の検討
：市街地を中心とした計画的な交通規制を強化について、警察署に要請していきます。

- ごみの不法投棄に関する監視の強化
：不法投棄のない清潔な環境づくり、景観づくりに向けて、監視の強化と意識啓発を進めます。

【解説】

※福生市自転車等の放置防止等に関する条例：駅前広場、道路、歩道、緑地帯、公園、その他公共の用に供する場所の自転車等の放置を防止するため、放置禁止区域を指定し、自転車等が放置されているときは撤去、保管するものです。

(4)市民の活動に対する支援制度の充実

これからの福生市の景観づくりでは、行政が率先して行動を示すとともに、市民や事業者の景観形成に関する自発的な活動を積極的に支援し、新たな活動を促していきます。

【支援制度づくりの施策】

◆市民活動への支援

- 良好な景観の形成を目的とする市民団体の認定
:景観づくりを率先して行っている市民団体を認定し、活動を支援していきます。

- 景観づくりに取り組む市民団体及び個人への支援
:景観づくりに取り組んでいる団体や個人に対して、活動の動機付けとなる支援をしていきます。

- 市民が安心して活動できるための支援
:活動中の事故等を心配することなく、安心して活動ができるよう支援します。
《具体的には》
 - ・市民活動災害補償保険制度 など

- 広報、ホームページ等による市民活動の紹介
:広報ふっさやホームページ等を活用して、先導的な市民活動を紹介していきます。

- 重要な景観資源に対する支援
:指定・登録された景観資源に対して、保全していくための支援を行います。
《具体的には》
 - ・税制優遇の検討 など

- 景観づくりに資する活動資金確保のための方策の検討
:事業者や関係行政機関との協力・連携のもと、景観づくりのための原資の確保に努めます。
《具体的には》
 - ・景観整備機構（まちづくりファンド）の指定の検討 など

(5) 景観づくりの取り組みの普及・啓発

景観づくりの取り組みは、一部の市民だけでなく、市民全体で盛り上げていくことが極めて重要です。そのため、普及・啓発にむけたいろいろな取り組みを行い、市民活動の裾野を広げていきます。

【啓発・普及の施策】

◆啓発

○景観づくりに関する啓発活動の推進

：市民が福生の景観について一緒に考え、新たな活動の動機付けとなる機会をつくります。

《具体的には》

- ・「景観フォーラム」の継続
- ・「いっしょに話そう、まちづくりフォーラム」の継続
- ・「まちの景観」写真展の開催 など

◆表彰・普及

○景観づくりの取り組みに対する表彰制度の創設

：景観づくりの手本となる先導的な取り組みを表彰し、広く市民にお知らせしていきます。

○景観の向上につながる施策の検討

：市民に提案を募集したり、優良事例や参考事例等をお知らせすることにより、景観づくりを運動として展開していきます。

《具体的には》

- ・ガーデニングコンテスト
- ・市民を対象としたデザインコンペ、アイデアコンペ
- ・建築家、造園家等、専門家によるモデルプランの紹介 など

○広報、ホームページ等の活用

：広報ふっさやホームページ等を活用して、先導的な事例を紹介していきます。

《具体的には》

- ・景観づくりの取り組みに関する広報活動 など

- 平成18年2月26日（日）には、「第2回景観フォーラム」を盛大に開催しました。



10 景観法を活用した景観づくり

市町村が法のバックアップを得ながら主体的に景観づくりを行っていくためには、市町村が景観行政団体となる必要があります。

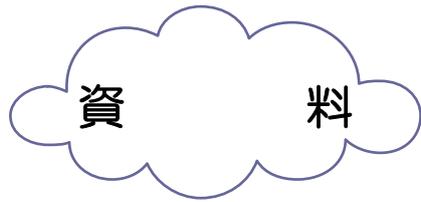
福生市では、今後東京都との協議・同意を経て景観行政団体になることを想定しています。今後の状況をみながら総合的に判断し、必要なタイミングで景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画を策定することとします。

本計画の内容は、景観法にもとづく景観計画と以下のように対応しています。

景観法にもとづく景観計画の内容	福生市まちづくり景観基本計画
景観計画の区域	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市全域を対象 【関連項目】 ⇒「1 (3) 対象とする区域」
良好な景観を形成するための方針	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市全体の方針 【関連項目】 ⇒「4 (3) 景観づくりの8つの方針(福生市全域の方針)」 ●ゾーンごとの方針 【関連項目】 ⇒「5 (1) 「川の手ゾーン・福生」の景観づくりの方針」 ⇒「6 (1) 「街の手ゾーン・ふっさ」の景観づくりの方針」 ⇒「7 (1) 「丘の手ゾーン・FUSSA」の景観づくりの方針」 <p>※「良好な景観を形成するための方針」は、下記の「行為の制限に関する事項」とも関連しているため、景観法に基づく景観計画へ移行する際に、別途詳細に検討を行うこととします。(例えば土地利用別(用途地域等)や行為別(建築物、工作物、開発行為等)に方針を設定する等)</p>
行為の制限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市まちづくり景観条例(案)では、「福生市宅地開発指導要綱」に準拠した届出制度の導入を想定しています。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考>福生市宅地開発指導要綱の内容</p> <p>【適用の範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 開発行為 (2) 20戸以上の集合住宅の建築 (3) 中高層建築物の建築 (4) 1,000㎡以上の土地で行う建築物の建築 (5) 工場等の建設 (6) 墓地の造成 <p style="text-align: right;">(次ページへ続く)</p> </div>

	<p>【基準の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観： <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観との調和 ・捨て看板、張り紙等の景観阻害物の禁止 ●公園・緑地 <ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡未満の宅地開発では空地の2割を緑化 ・工業地域における3,000㎡以上の土地では1割以上を緑化など <p>【関連項目】</p> <p>⇒「9 (3) 規制・誘導のためのルールづくり」</p> <p>※行為の制限の内容については、景観法に基づく景観計画へ移行する際に、別途詳細に検討を行うこととします。</p>
<p>景観重要建造物、 景観重要樹木の指定の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の歴史、文化、生活等の特性が顕著に表れているもの、景観形成を推進する上で重要な構成要素となっているもの等を、必要に応じて指定することを想定しています。 <p>【関連項目】</p> <p>⇒「9 (2) 景観形成のしくみづくり “重要な景観資源の指定、登録制度”」</p>
<p>「景観地区」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●景観地区の指定は、都市計画決定事項であるため、市が景観行政団体であるか否かに関わらず、必要な手続きを経て定めることが可能です。 <p>【関連項目】</p> <p>⇒「9 (2) 景観形成のしくみづくり “景観形成地区（モデル地区）制度”」</p>
<p>「景観協定」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市まちづくり景観条例（案）では、市民の自発的かつ多様な景観づくりを支援するしくみとして、「まちづくり景観協定」制度の創設を想定しています。市が景観行政団体に移行した際には、景観法に基づく景観協定に移行するかどうか、協定締結者の意向を踏まえつつ、個別に判断していきます。 <p>【関連項目】</p> <p>⇒「9 (3) 規制・誘導のためのルールづくり “良好な景観づくりのための協定の活用”」</p>

★★★★★★★★★★★★★★★★★★
福生市まちづくり景観基本計画
編集・発行：平成 18 年 7 月
福生市都市建設部都市計画課
★★★★★★★★★★★★★★★★★★



(1) 福生まちづくり景観会議名簿（公募市民28名）

阿部 哲也	村尾 幹生
宮崎 慶男	島田 金作
森田 正人	三木 裕子
小椋 祥司	渡辺 浩行
本多 豊國	清水 義朋
飯田 忍	石川 義郎
榎本 安希	今田 康生
岩河 信文	平山 桂子
松本 義一	関根 和美
郡司 眞由美	来住野 すみえ
村山 利夫	小林 勲生
桑林 陸夫	手島 潔
鳥海 正男	森田 文明
石川 裕子	青木 克巳

(2) 庁内策定委員会名簿

都市計画課	小峯 勝
都市計画課	渡辺 清
秘書広報課	北村 圭
総務課	横倉 成昭
文書職員課	森田 明
地域振興課	福田 典子
環境課	宮林 一昭
協働推進課	久保 淳
地域整備課	原田 康正
土木課	佐藤 邦夫
指導室	天野 幸次
水道事務所	三沢 哲也
社会教育課	山本 定行
企画調整課	荒岡 斉志

(3) 福生市まちづくり景観基本計画策定経過及び活動内容

◆庁内策定委員会

回数	開催日	主な内容
第1回	平成17年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市まちづくり景観基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・策定体制、スケジュール等 ●市民プランについて ●各課の景観に関する取り組みについて
第2回	平成17年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ●福生まちづくり景観会議との意見交換会の開催について ●今後動きのある事業等について ●景観づくりの施策について
第3回	平成17年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの動き及び今後のスケジュール ●福生まちづくり景観基本計画（素案）について <ul style="list-style-type: none"> ・各ゾーンの景観づくりについて ・「実現化への具体的な取り組み」について

◆福生まちづくり景観会議との意見交換会

回数	開催日	主な内容
第1回	平成17年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ●これまでの検討経過について <ul style="list-style-type: none"> ・市民プランを受けて ・検討スケジュール
第2回	平成17年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ討議 <ul style="list-style-type: none"> ・蔵・ハウス、商業施設、ふっさ人、玉川上水・熊川分水、歩道の各グループに分かれ、意見交換

◆福生まちづくり景観会議

回数	開催日	主な内容
第1回	平成18年1月29日	●景観フォーラム打ち合わせ
第2回	平成18年2月5日	
第3回	平成18年2月10日	
第4回	平成18年2月16日	

◆景観フォーラム

開催日	主な内容
平成18年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ●福生市まちづくり景観基本計画（案）の紹介 ●景観まちづくりをすすめる活動の紹介

◆(仮称)公共事業景観連絡協議会

平成17年12月12日 各公共事業団体に協力依頼

◆福生まちづくり景観写真展の開催

平成18年2月22日～25日 公民館1階展示コーナー